

5. 試験科目の一部免除と免除の根拠となる証書

以下の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ(イ)～(ハ)の免除の根拠となる証書の写しを受験願書に貼付して受験申請をした方は、試験科目が一部免除されます。(1)～(3)に該当しない方及び(イ)～(ハ)の免除の根拠となる証書の写しを貼付していない方は全科目受験となります。

(1) 国内旅行業務取扱管理者有資格者

| | 受験区分 | 免除科目 | 免除の根拠となる証書 |
|---|---------|---------------------|------------|
| 国内旅行業務取扱管理者有資格者 | 【受験区分E】 | ①業法、③国内旅行実務 | (イ) |
| + 平成27・28年度総合旅行業務取扱管理者研修で「海外旅行実務」を修了した者 | 【受験区分F】 | ①業法、③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (イ)・(ロ) |
| + 平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験で「海外旅行実務」を科目合格した者 | 【受験区分F】 | ①業法、③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (イ)・(ハ) |

(2) 平成27・28年度 総合旅行業務取扱管理者 **研修** 科目修了者

| | | | |
|--|---------|---------------------|---------|
| 「海外旅行実務」のみの修了者 | 【受験区分B】 | ④海外旅行実務 | (ロ) |
| + 国内旅行業務取扱管理者有資格者 | 【受験区分F】 | ①業法、③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (イ)・(ロ) |
| + 平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験で「国内旅行実務」を科目合格した者 | 【受験区分D】 | ③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (ロ)・(ハ) |
| 「国内旅行実務」のみの修了者 | 【受験区分C】 | ③国内旅行実務 | (ロ) |
| + 平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験で「海外旅行実務」を科目合格した者 | 【受験区分D】 | ③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (ロ)・(ハ) |
| 「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者 | 【受験区分D】 | ③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (ロ) |
| + 国内旅行業務取扱管理者有資格者 | 【受験区分F】 | ①業法、③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (イ)・(ロ) |

(3) 平成27年度 総合旅行業務取扱管理者 **試験** 科目合格者

| | | | |
|---|---------|---------------------|---------|
| 「海外旅行実務」のみの科目合格者 | 【受験区分B】 | ④海外旅行実務 | (ハ) |
| + 国内旅行業務取扱管理者有資格者 | 【受験区分F】 | ①業法、③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (イ)・(ハ) |
| + 平成27・28年度総合旅行業務取扱管理者研修で「国内旅行実務」を修了した者 | 【受験区分D】 | ③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (ロ)・(ハ) |
| 「国内旅行実務」のみの科目合格者 | 【受験区分C】 | ③国内旅行実務 | (ハ) |
| + 平成27・28年度総合旅行業務取扱管理者研修で「海外旅行実務」を修了した者 | 【受験区分D】 | ③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (ロ)・(ハ) |
| 「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」科目合格者 | 【受験区分D】 | ③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (ハ) |
| + 国内旅行業務取扱管理者有資格者 | 【受験区分F】 | ①業法、③国内旅行実務、④海外旅行実務 | (イ)・(ハ) |

(4) いずれの要件にも該当しない方

【受験区分A】 免除科目：なし

※各受験区分の試験時間及び試験科目は、1頁を参照してください。

・科目免除の根拠となる証書

※証書のサンプルは5頁 **受験願書記入例** をご参照ください。←

| |
|---|
| (イ) 国内旅行業務取扱主任者認定証 又は 国内旅行業務取扱主任者試験合格証(合格通知書は不可)若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証(合格通知書は不可)の50%縮小コピー |
| (ロ) 平成27年又は28年度総合旅行業務取扱管理者研修修了証の80%縮小コピー |
| (ハ) 平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験結果通知書(「科目免除通知番号」が記載されている面)の80%縮小コピー |

※縮小について…例えば「50%に縮小」とは、縦・横の長さがそれぞれ50%になり、証書の面積は25%になります。(コピー機の機種によっては設定が異なることがありますので、所定の枠内に収まるように縮小してください。)

注

※(ハ)について…総合旅行業務取扱管理者試験で「国内旅行実務」「海外旅行実務」のいずれか又は両方で科目の合格基準点に達した者は、翌年度の試験に限り当該科目の受験が免除されます。(科目合格制度)
 なお、この制度では「総合旅行業務取扱管理者試験」と「国内旅行業務取扱管理者試験」との相互免除はありません。したがって、国内旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」に科目合格しても、翌年度の総合旅行業務取扱管理者試験において「国内旅行実務」の受験は免除されません。